

平成28年度

北秋田市職員（消防吏員）採用試験
【第2次募集】

受 験 案 内

配付・受付期間	平成28年11月14日（月）～12月20日（火）
試 験 日	平成29年1月7日（土）
試 験 場	北秋田市役所本庁 （北秋田市花園町19番1号）

問い合わせ・申込書請求・受験申込
北秋田市役所 総務部総務課総務係
〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号
電話 0186-62-1111

北秋田市職員（消防吏員）採用試験【第2次募集】を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
消防吏員	2名	一般的な消防業務に従事します。

2. 受験資格

次の（1）の資格を有し、（2）の住所要件に適合できる方で、（3）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（1）受験資格

消防吏員	昭和62年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、別紙身体採用基準に適合する者（視力については、矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であって、赤色、青色及び黄色の色彩の識別が正常でなければ受験できません。）
------	---

（2）住所要件

- ア 原則として採用後、北秋田市に居住できる者
- イ 消防吏員は、北秋田市消防本部管内に居住できる者

（3）欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は、教養試験、口述試験、作文、体力テスト、身体検査及び資格調査を行います。

試験区分	方 法	
教養試験	高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験を行います。	
	問題形式	出題分野
	5肢択一式 40題・2時間	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
口述試験	面接により主として人物について試験を行います。	
作文	主として文章表現力等について試験を行います。	
体力テスト	一般的な基礎体力テストを行います。	

身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。
資格調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

日 時	平成 28 年 1 月 7 日 (土)
受付開始	午前 8 時 30 分
試験説明	午前 8 時 45 分～午前 9 時
教養試験	午前 9 時 ～ 午前 11 時
体力テスト	午前 11 時 10 分 ～ 午後 0 時 30 分
作文試験	午後 1 時 15 分 ～ 午後 2 時 15 分
口述試験	午後 2 時 25 分 ～ (終了時間未定)
場 所	(住所) 北秋田市花園町 19 番 1 号 (会場) 北秋田市役所本庁 (体力テストは別会場)

- ※ 試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。
また、携帯電話は試験中の使用(時計代わりの使用を含む)は認めません。
- ※ 試験当日、体力テストを行いますので、運動着、内外ズック等を準備してください。
- ※ 試験当日、自家用車でお越しの方又は送迎される家族の方は、市役所正面駐車場をご利用ください。

5. 合格者発表

合格者の発表は、平成 29 年 1 月下旬に市役所前の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6. 合格から採用までの経路

- ア 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- イ この名簿からの採用は、平成 29 年 4 月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として、現行では次表のとおりですが、学校卒業後の経験年数のある者には、それに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

職 種	試 験	初任給 (円)
消 防 吏 員	高 校 卒	1 4 4 , 6 0 0
	大 学 卒	1 7 6 , 7 0 0

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は北秋田市役所に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求(消防吏員)」と朱書きし、宛先を明記して 140 円切手を貼った返信用封筒(A4 サイズ)を必ず同封して簡易書留で郵送ください。(普通郵便の事故には対応できません。)

(2) 申込手続

ア 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6 cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、北秋田市役所総務課宛に提出してください。

イ 郵送で申し込む場合は、封筒に「職員採用試験申込」と朱書きし送付してください。

また、受験票返送用として宛先を明記し82円切手を貼った定型封筒を必ず同封して簡易書留で郵送ください。(普通郵便の事故には対応できません。)封筒を同封しない場合には受験票を返送しません。

※受験日の一週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 配付・受付期間

平成28年11月14日(月)から12月20日(火)

申し込みは土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は12月20日(火)までに着信したものに限り受け付けます。

(4) 提出書類等

ア 申込書	1部(所定の用紙を使用すること)
イ 自己紹介書	1部(所定の用紙を使用すること)
ウ 口述試験調査票	1部(所定の用紙を使用すること)
エ 最終学校卒業(見込)証明書	1部
オ 最終学校成績証明書	1部
カ 健康診断書	1部(所定の用紙を使用すること)
キ 受験料	不要

9. 試験結果の開示

(1) 北秋田市個人情報保護条例(平成19年北秋田市条例第3号)第26条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求できます。

(2) 電話やはがき等による請求はできません。

(3) 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間に北秋田市役所総務部総務課へ直接おいでください。

(4) 開示は、試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

(1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。

(2) この試験についての問い合わせは北秋田市役所総務部総務課までお願いいたします。なお郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。

【消防吏員受験資格者における身体採用基準】

- 1 身長 男性：おおむね165cm以上 女性：おおむね155cm以上
- 2 体重 男性：おおむね50kg以上 女性：おおむね45kg以上
- 3 胸囲 おおむね身長の2分の1以上
- 4 視力 矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であって、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること
- 5 聴力 正常であること
- 6 身体が健全で四肢関節に障害がなく諸機能が正常であること